

## パスポート（旅券）に関する大切なお知らせ

令和5年3月27日

- 令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部がオンライン化されます。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORRネット）への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、在外公館に来訪する必要はございません。
- パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。
- 令和5年（2023年）3月27日以降、今般の旅券法改正に伴い、以下2のとおり申請手続きが変更となりますので、御注意ください。

### 1 オンライン申請がスタートしました

令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続きがオンライン化されました。

#### （1）オンライン申請の場合

・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がなくなりました（パスポートの受け取りは窓口となります。受け取る際は、必ず現有パスポートをお持ちください）。

・新規申請の場合、あるいは現在お持ちの旅券の記載事項を変更する場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口での提出、または書留郵便であれば郵送で提出することもできます。

（2）海外在留の皆様は、オンライン在留届（ORRネット）及び在留邦人用旅券申請スマートフォンアプリを通じてオンライン申請が可能となります。オンライン在留届（ORRネット）はこちら→<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet//index.html>

### 2 申請手続きが変わりました

（1）戸籍「謄本」（6か月以内に発行されたもの）をご用意ください。

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合、これまでは戸籍「抄本」も受け付けていましたが、今後は戸籍「謄本」に一本化されますので戸籍抄本では受付できません。なお、有効期間内の切替更新の場合は戸籍謄本の提出は原則不要です。

（2）査証欄のページが残り少なくなった場合

パスポートの査証欄（ビザのページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白が

なくなったら、新たなパスポート、あるいは、現有パスポートと残存有効期間が同じである「残存有効期間同一旅券」を申請してください。

(3) 6か月以内にお受け取りがない場合

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となりますので御留意ください。(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書様式の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されました。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。御自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は以下のリンク先を御利用ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>